

糟屋郡民スポーツ大会宇美町実行委員会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、糟屋郡民スポーツ大会宇美町実行委員会（以下「本会」）という。

(事務局)

第2条 本会の事務局を宇美町住民福祉センター内（宇美町平和1-1-1）に置く。

(目 的)

第3条 本会は、糟屋郡民スポーツ大会における選手の派遣、福岡県民スポーツ大会及び全国青年大会に出場する選手への支援に必要な一切の事項審議決定する事を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 糟屋郡民スポーツ大会実行委員会との連絡調整に関する事。
- (2) 選手の強化に関する事。
- (3) 選手の派遣に関する事。
- (4) 福岡県民スポーツ大会に出場する選手の支援に関する事。
- (5) 全国青年大会に出場する選手の支援に関する事。
- (6) その他実行委員会の目的の達成のために必要な事項に関する事。

第2章 組 織

(委員会の構成)

第5条 本会は、宇美町スポーツ協会役員等（以下「実行委員」という。）及び宇美町教育委員会社会教育課職員をもって構成する。

(役員等)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委 員 長 1名
- (2) 副委員長 3名
- (3) 監 事 2名

(役員等の選任)

第7条 委員長は、宇美町スポーツ協会会長があたり、その他の委員は委員長が委嘱する。

(役員等の職務)

第8条 委員長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはあらかじめ委員長の定める順序により、委員長の職務を代行する。
- 3 監事は、この会の会計を監査する。

(委員、役員の任期)

第9条 委員の任期は、本会の目的事業が完了するまでとする。ただし、特別の事由があるときはこの限りではない。

第3章 会 議

(実行委員会)

第10条 実行委員会は、役員及び実行委員で構成する。

- 2 実行委員会は、委員長が必要に応じて招集し、次号に掲げる事項を審議決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) その他前各号に準ずる重要な事項に関すること。
- 3 実行委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第4章 事務局

(事務局)

第11条 第3条の目的を達成するために、事務局を設け、宇美町スポーツ協会事務局員及び宇美町教育委員会社会教育課が担当する。

第5章 会 計

(経 費)

第12条 本会の経費は、補助金、寄付金及びその他をもって充てる。

(会計期間)

第13条 本会の会計期間は、本会発足日に始まり、年度末までとする。

第6章 補 則

(補 則)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この会則は、令和6年6月12日より施行する。